

令和2年度第5回人権教育学級

日時： 10月8日（木）10：00～11：30

場所： 別府市役所 5F 大会議室

テーマ： 部落差別問題

「人権学習は誰のため？～ネット社会と私たち～」

講師： （公社）大分県人権・部落差別解消教育研究協議会事務局

事務局員 足立 哲範 さん

講演概要

1 はじめに・・・誰にでもあるはずの経験をどう生かすか？

- ・ある場面を提示して・・・「あなたが〇〇さんならどうしますか？」と受講者に問いかける。
(Aさん)「いじめられているのか、じゃれあっているのか分からない。でも、これはやっぱりいじめかな。」
- ・私たちは、心の中で思うことと行動が一致しないことが多い。人権を考える上では、なるべく一致した行動になればいいと思う。



<講師の足立 哲範 さん>

しかし、それができない弱さが私たちの中にあるということも覚えておいてほしい。それが後悔となって、同じようなことが起こった場合に、行動に移そうという判断になればいい。

2 インターネットと人権侵害

(1) インターネットの利用

インターネットでは、

- ・趣味、特技を文字や写真・動画で紹介するページ
- ・疑問を調べる
- ・SNS・LINE・インスタグラム・フェイスブック・ツイッターなどがあるが、無神経または意図的な書き込みや映像が流れている。

(2) 人権侵害の発生

- ・2012年と2017年のネット上の人権侵害があるかという内閣府の調査を比べると・・・
プライバシーがばかれる、犯罪を誘発する場、犯罪の温床、デートDVの出会いの手段として使われる・・・など、どの項目も5年間のうちに高まっている。⇒インターネットの危険性が高まっている

(3) プライバシーの侵害、削除したいけど ～名誉棄損だ！～

- ・実際に問題のある書き込みを削除したいという時は、サイトの管理者・プロバイダに削除要請するが、なかなか削除されない。削除まで相当時間がかかる。
- ・憲法21条に「表現の自由」がある。
「表現の自由⇨人権侵害」の関わり方で、時間を要する。また、一度ネット上に掲載されると、削除してもだれかがまたネットに載せるという問題もある。削除してもらう以外には「名誉棄損」として訴えるという手段がある。犯罪として認定されると3年以下の懲役もしくは禁錮、または、50万円以下の罰金に処することができる。そして、罰金プラス慰謝料となる。
- ・具体例・・・在日コリアンのBさんは、2014年に、インターネットで差別的な書き込みをされたとして、2200万円の損害賠償を求める訴えを起こした。それに対して、2018年、大阪高裁は、それを「差別」と認定し、200万円の支払いを命じる判決を出している。「2016年に、『ヘイトスピーチ対策法』ができたことが、この判決につながったのだろう。これが差別訴訟の判例になればうれしい。」とBさんは語っている。
- ・部落差別や障がい者差別などそういった問題の書き込みが起こった時にも賠償金を支払うということになる。部落差別解消推進法や障害者差別解消法などの法律ができたことで一定のブレーキになると思われる。

3 「差別・人権侵害は許されない」というけれど・・・大丈夫？

○人権問題に気づくことからスタート→街角ウォッチング（人権マップ）

- ・マップは、人権的に問題かなということに気づいてもらうための図である。
(例) 1番のBの枠では、「結婚、おめでとう」という披露宴の中で、「仏滅なのに」とつぶやいている人がいます。これは、六曜迷信です。
- ・5人の受講者に気になるところがあるか問いかけ、問題点を全体で共有。
- ・ネット関係に絞って、気になるところがないか2人に問いかける。
1番のCの枠では、2人の女性がスマホを見ながら歩いている。あぶない。
2番のBの枠の図は、インターネットカフェ。ネットを見て、差別や偏見の書き込みをしたり、バラマキをしたりしている様子がわかる。



熱心に人権マップを使って街角ウォッチングに取り組む受講者
※広島県福山市が作成した人権マップを活用

4 インターネットと部落差別解消推進法の関連

(1) 突然「あっこが部落や」と言われて

- ・高校2年生の時、「あっこが部落や」と親戚の人に言われた。「へえー、そうなん」とその時はわかったふりをしてその場を過ごしたが、実際は「何が部落なん？」という疑問がぐるぐると頭の中を回った。
- ・「部落って何？」と思い、辞書で調べたら、「集落」という言葉が出てきた。そして、2番目に「被差別部落」という言葉が出てきた。
「被差別部落は、差別を被る部落だろう。でも、そんな差別なぜあるのか、今でも本当にあるのか？」と思ったけど、当時はそこで止まった。

(2) どうやって調べる？・・・ネット情報を鵜呑みにしない、比較検討や検証を

- ・皆さんは、「あっこが部落や」と言われた時にどうやって調べるかと尋ねると今では中学・高校生でも「ネットで調べる」と回答してくる。

グーグルで「部落」と文字を入れてクリックすると、つぎのようなものが出てくる。

例えば、この図は、「全国水平社の旗」、棘冠旗けいかんきとって、外側にも内側にも棘とげが出ている。

外に向けた棘は、差別をする人に対して、運動をして差別をなくしていこうというもの。内に向いている棘は、「自分が差別をしたらいけない。外に向けるだけでは差別はなくなる、自分たちも戒めないといけない」という意味を表している。

- ・1935年に内閣府が発表した「全国部落調査」の資料を手に入れたある会社（J舎）がネットに掲載し運営している。「部落」ということを調べるために検索することはあると思うが、是非とも知ってもらいたいのは、ここにクリックするとその会社の広告収入になるとともに、差別扇動の新たな協力者になるということ。また、この会社は、「部落探訪」というユーチューブの動画サイトも運営している。つまり、この会社の差別のバラマキに協力することになるということである。
- ・さらに検索するとベストアンサーが出てくる場合がある。実は、ベストアンサーと言いつつ正しい答えではなく、差別のバラマキが起こっている。ベストアンサーだからと言って鵜呑みにしないでいろんなサイトも調べることが大切。様々な情報を得て、比較検討や検証をしなければいけない。それでも信じられないと思ったら周りに尋ねてほしい。

(3) 情報化の進展に伴って部落差別解消推進法が成立（2016年12月）

このようなネット上における厳しい差別のバラマキを国も放っておけなくなった。

第一条（目的）

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って

部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第二条（基本理念）

第三条（国及び地方公共団体の責務）

第四条（相談体制の充実）

第五条（教育及び啓発）

第六条（部落差別の実態に係る調査）

残念なことに現法律では、処罰の規定がないので差別者は処罰されない。被害者救済もできない。名誉毀損やプライバシーの侵害でしか訴えることはできない。

→課題：差別に対する（規制と救済）の必要性

全国の被差別部落の人の中でネット上に名前を掲載された人たち（31都府県から248名）は、ネットで差別のばらまきをしている会社（J舎）に対して告訴している。

※条文中のアンダーラインは、講師がつけたものです。

5 人権学習をなぜするの？

人権意識を高め、（人と自分自身の行動を見つめなおす）

人権意識を高めて判断できるけど行動できないではなくて、行動まで移せるようになってほしい。人権意識の変化が行動と結びつくようになることを願い、自分の経験をもとに話をしたい。

(1) 子どもが金銭強要？

・わが子と友だちの金銭問題のやり取りの中で・・・

相手が「お金を使ってもいいよ」と言っても人の気持ちはいろいろある。わが子が聞いた「いいよ」の本心は「怖かったから『いいよ』と言った」だった。人の気持ちを読み取るのは難しいけれど、本当の気持ちを読み取るように努力しないと勘違いされることがある。

(2) 不登校と進路

・わが子は、高校生の時、進路で悩んだ。本人が「期待に応えたい。父親の行った学校に自分も行きたい。」という思いで行きたい学校の名前を出した時、自分は「そげん学校に行ってどうするのか」と一喝してしまった。親の押し付けや偏見が子どものやる気を削ぐこととなった。

(3) アウティング・・・

・アウティングとは、立場宣言（カミングアウト）された人が、その人（当事者）の了解を得ずに第三者に話したりばらしたりすること

・打ち明けられたことを簡単に第三者に言ったりするとそのことによって当事者は差別的な視線を感じたり不安になったりする。話す時には本人の了解が必要。

6 おわりに

人間を、^{いたわ} 勤るべきでない、尊敬すべきものである（『水平社宣言』より）

水平社宣言の「**勤るべきでない**」に込められた意味とは？

「勤る」という表記は水平社設立宣言で、「いたわる」という言葉の当て字として使われている。この文字は「滅ぼす」とか、「かすめとる（ごまかして、奪い取る）」といった意味合いが含まれた漢字で、「ショウ」「ソウ」という音読みしか無い字

**被差別の立場を(かわいそう)な人やとして
(同情)的に関わるのが間違い！**

差別の反対語は（ **尊敬** ）と言える

だれに対しても(尊敬)できる面を発見できれば・・・

(差別)は無くせるはず



＜最後まで熱心に学習する受講者＞

※コロナウイルス感染症の関係でグループ討議や全体交流は中止です。